

委 託 契 約 書 (案)

1 委託業務の名称 令和8年度沖縄県水道地図作成委託業務

2 委託期間 契約締結の日から令和9年2月12日まで

3 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税相当額 円)

「取引に係る消費税額及び地方消費税相当額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定に並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額とする。

ただし、沖縄県財務規則101条第2項に該当すると認められる場合は、免除する。

上記委託業務について、委託者 沖縄県知事 玉城康裕 (以下「甲」という。) と受託者 ●●● (以下「乙」という。) は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住 所

氏 名

(総則)

- 第1条 乙は、令和8年度沖縄県水道地図作成委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の契約金額（以下「委託料」という。）をもって、頭書の委託期間の終期（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施し、その結果（以下「成果品」という。）を甲に引き渡すものとする。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(従事者の管理)

- 第2条 乙は、従事者の氏名をあらかじめ甲に通知するものとする。
- 2 乙は、従事者の管理について一切の責任を負う。
- 3 乙は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守するものとする。

(実施計画書)

- 第3条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む委託業務実施計画書（以下「実施計画書」という。）1通を契約締結の日より14日以内に甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。
- (1) 委託業務の内容
- (2) 実施方法
- (3) 実施体制
- (4) 実施スケジュール
- (5) 成果物の内容、部数
- (6) 使用する主な図書及び基準
- 2 乙は、甲の承認を受けた実施計画書及び甲の指示に従って、委託業務を実施しなければならない。実施計画書が変更されたときも同様とする。
- 3 甲又は乙の都合により実施計画書の内容を変更するときは、甲乙事前に協議するものとする。

(計画変更等による契約変更)

- 第4条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。
- (1) 委託業務の実施の途中において、委託料、委託期間又は実施計画書で定められた内容における主要な部分を変更する必要があるとき。
- (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。
- 2 前項の変更に係る手続きについては、乙が変更後の実施計画書1通を原則として当初の委託期間の末日の14日までに（前項第2号の変更にあつては、速やかに）甲に提出し、甲と変更契約を締結するものとする。

(権利義務の譲渡)

- 第5条 乙は、この契約から生じる権利義務について、第三者に譲渡又は継承、若しくは担保に供し

てはならない。

（再委託の制限）

- 第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託（外注・下請含む）してはならない。ただし、委託業務の一部について第三者に委託（外注・下請含む）（以下「再委託」という。）する場合はこの限りでない。
- 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を再委託してはならない。
 - 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）と密接な関係を有する者に再委託をしてはならない。
 - 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託の承認について、事前に甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書において指定した簡易な部分を委任し、又は請負わせようとするときは、この限りでない。
 - 乙は、再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、承認を得て再委託を受けた者（以下「再委託者」という。）と約定しなければならない。
 - 乙は、第4項により再委託した業務の履行及び再委託者の行為について全責任を負うものとし、再委託者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
 - 乙が第1項から第5項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は再委託者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（著作権の使用）

- 第7条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続きをとるなど、その使用に関して責任を負うものとする。

（委託業務の完了報告等）

- 第8条 乙は、委託業務が完了したときは（第6条、第12条、第13条、第14条、第20条又は第21条の規定により、契約が解除されたときは、その解除された日）、速やかに委託業務完了報告書を作成し、成果品を添付して甲に提出しなければならない。
- 甲は、前項の委託業務完了報告書に関し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。

（検査）

- 第9条 甲は、前項の委託業務完了報告書を受領したときは、速やかに成果品について検査を行うものとする。
- 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。
 - 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を甲に引き渡すものとする。
 - 甲は、委託期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年を経過する日まで、本契約に係る検査を実施できる。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対し委託料の請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(無体財産権の帰属)

第11条 委託業務の成果に伴い、又は委託業務の遂行の過程において派生的に生じた著作権等無体財産権は、甲に帰属する。

(甲の解除権)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、委託業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき。
- (3) 乙又はその代理人その他契約の相手方の使用人が、甲が行う監督又は検査を妨げたとき。
- (4) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求することができる。

3 第1項において、不可抗力、その他乙の責に帰することのできない場合を除いて、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

4 前項において、乙は、甲が指定する期間内に違約金を納付しないときは、その期間を経過した日から違約金の納付日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）に基づき定められた率により計算した額の遅延利息を違約金に加算して納付しなければならない。

(乙の解除権)

第13条 乙は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項により契約を解除した場合は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置)

第14条 甲乙いずれの責にも帰すことのできないものにより委託業務の実施が不可能又は困難になったときは、甲乙協議して本契約を解除し、又は変更するものとする。

(不正行為等に対する措置)

第15条 甲は、乙が本契約に関して不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部監査を指示し、その結果を文書で甲に報告させることができるものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容

を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認められる時は、乙の事業所等に立ち入ることができるものとする。

- 3 甲は、不正等の事実が確認できたときは、氏名及び不正等の内容を公表することができるものとする。
- 4 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものとする。
- 5 契約者のうち特定の者が第1項から第3項の規定に該当するときは、本条の規定に基づく措置は当該特定の者のみに適用されるものとする。

（取得した個人情報の管理）

第16条 乙は、委託業務を実施した際に取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む））については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙に対して必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

（危険負担等）

第17条 第6条、第12条、第20条若しくは第21条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了できないときは、甲はその解除により完了できない委託業務（以下「解除部分」という。）に係る経費の支払義務を免れるものとする。

- 2 第13条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、乙は当該部分についての履行義務を免れるものとする。
- 3 第14条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、乙は当該部分についての履行義務を免れるものとし、甲は、負担すべき額を乙と協議して定め、乙に支払うものとする。

（賠償責任）

第18条 甲は、乙の委託業務の実施に起因して生じた乙の財産、従業員等及び臨時雇用者の損害並びに第三者に与えた損害に対し、一切の損害賠償の責を負わない。

（履行遅滞の場合における損害金）

第19条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、履行期限までに委託業務を完了する事ができない場合において、甲が履行期限経過後、相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から履行遅延金を徴収して、履行期限を延長することができる。

- 2 前項の履行遅延金は、乙の遅延日数につき、契約金額に支払遅延防止法に基づき定められた率により計算した額とする。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由による第10条の規定における委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して請求金額に支払遅延防止法に基づき定められた率により計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約解除)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第21条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報及び報告)

第22条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団等から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保持)

第23条 甲及び乙は、委託業務の処理により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約不適合責任)

第24条 甲は、第8条の成果品の提出を受けた後、当該業務の契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、不適合を知った時から1年以内に受注者に対してその旨を通知する。

2 乙は、契約不適合が発見された場合、甲の指示に従い、契約不適合部分の補修に応じ、又はこれらに代え、あるいはこれらとともに当該契約不適合により甲が被った損害を甲に賠償する。乙は、乙の責めに帰することのできない事由によるものであることを理由に契約不適合責任を免れることはできないものとする。

3 第1項及び第2項の規定は、その不適合が甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りではない。

(存続条項)

第25条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第6条、第12条、第13条、第14条、第20条若しくは第21条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

(1) 各条項に期間が定めてある場合には、その期間効力を有するもの。

第9条第4項

(2) 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの

第5条、第15条、第16条、第18条

(労働関係法令の遵守及び調査)

第26条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他定めのない事項等の取扱)

第27条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとし、必要な事項は別に定めるものとする。